

【みらい版】

ウイークリーコープご利用手数料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、ウイークリーコープ利用規程第5条第1項にもとづき、生活協同組合コープみらい（以下当生協）のウイークリーコープご利用手数料について定めます。

(定義)

第2条 手数料は、ウイークリーコープご利用に関していただく基本手数料と、コープデリ宅配センターからの配達ごとにいただく配達手数料があります。

(手数料)

第3条 利用形態と、一緒の配達先でコープデリ宅配をご利用されている組合員数により、お一人あたり、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。

利用形態	組合員数	基本手数料	配達手数料
個配	—	80円	100円
グループ 配達	3人以上	—	—
	2人	80円	—
	1人	80円	100円

(優遇措置)

第4条 当生協は、組合員のご利用金額に手数料の割引を実施します。配達先あたりの手数料課金対象商品の受注金額合計が「6,000円（消費税別）」以上の場合、基本手数料及び配達手数料を全額割引とします。

2. 次に掲げるくらし応援割引は組合員の申請により手数料の割引を実施します。

割引種別	基本手数料	配達手数料	備考
シルバー	80円	全額割引	世帯全員、または2人世帯のいずれか1人が65歳以上の場合
ふれあい	80円	全額割引	組合員本人又は同居するご家族が障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保険福祉手帳）の交付を受けている場合
赤ちゃん	全額割引	全額割引	母子手帳交付から1歳未満の赤ちゃんがいる方。登録から52週間
子育て（※）	全額割引	全額割引	母子手帳交付から小学校入学前のお子様がいる場合。登録から小学校入学を迎える年の3月末日まで、子育て割引対象者で受注金額が週あたり3,000円（消費税別）以上の場合
	80円	100円	子育て割引対象者で受注金額が週あたり1円～3,000円（消費税別）未満の場合
	80円	0円	子育て割引対象者で受注金額が週あたり0円の場合（ご利用がない場合）
自然災害	全額割引	全額割引	自然災害で被災し、罹災証明書の交付を受け、交付から1年未満の場合。登録から52週間

（※）子育て割引利用者で、月度の累計受注金額（消費税別）が、12,000円（消費税別）以上あった場合、請求月度内の週で課金された基本手数料や配達手数料（消費税込）相当分をポイント付与します。

3. ご利用金額による手数料割引、および手数料ポイント還元の対象となる商品・サービスはインターネットサイト内で案内します。

(細則の変更案内)

第5条 この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、専務理事が行います。

(付則)

この細則は2007年9月24日より施行します。

2007年9月24日制定

2009年4月 4日一部改定

2010年4月19日一部改定

2013年3月21日一部改定

2014年3月31日一部改定

2014年9月22日一部改定

2016年4月 4日一部改定

2016年6月20日一部改定

2018年1月21日一部改定

2018年6月11日一部改定、同年7月23日施行

2018年7月30日一部改定、同年8月21日施行

2020年1月18日一部改定、同年3月21日施行

2025年3月24日一部改定、同年4月21日施行